認証・指定工場の皆様へ

認証・指定に関する所定の事項について変更があった場合には、15日または30日以内に届出が必要です。ご不明な点は、事前に整備振興会へ相談のうえ、変更届を提出して下さい。

変更届のデータを佐賀県自動車整備振興会ホームページ【会員ログイン▶各種申請用紙】に掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

①15日以内に変更の届け出が必要な事項

- ・整備主任者の選任・解任
- ・整備主任者の氏名の変更
- ・事業場管理責任者の変更(指定)
- ・自動車検査員の選任・解任(指定)

②30日以内に変更の届け出が必要な事項

- ・事業者の氏名又は名称及び住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・法人にあっては、その役員の氏名
- ・屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の面積等
- ・事業の相続、合併、譲受、会社の分割
- ・事業の廃止
- ・屋内作業場の位置又は面積(指定)
- ・自動車検査用機械器具の名称・型式又は数(指定)

ご不明な点がございましたら整備振興会 業務一課までお問い合わせください。 TEL 0952-30-8181